環境影響評価審査会火力発電所部会議事録

1 日時:平成21年5月1日(金)10:00~12:00

2 場所:神戸市教育会館404会議室

3 議題: 姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書の審査について

4 出席委員:朝日部会長、大迫委員、川井委員、北村委員、澤木委員、中野委員、 西村委員、服部委員、山口委員、山中委員

5 兵庫県:環境管理局長

環境影響評価室長、主幹、審査係長他係員 3 名 環境整備課、大気課、中播磨県民局

6 事業者:関西電力株式会社

7 関係市:姫路市

8 配布資料

- ・会議次第
- ・出席者名簿
- ・資料1)環境影響評価準備書の審査について(諮問)
- ・資料2)環境影響評価法の手続の流れ(関電姫路第二発電所)
- ・資料3) 姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書及び要約書
- ・資料4) 姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書のあらまし
- 9 議事概要

事業者が資料3の準備書に基づき第1章から第7章及び第8章の環境影響評価結果 (大気質、景観、廃棄物等、残土)について説明。

〔質疑〕

- (委員)2,2-8 の発電所の配置計画の概要(将来)図において、メンテナンス用地と資機材置場があるが、これらは裸地なのか。また、その場所はどのように使われるのか。
- (事業者)今のところ裸地の予定である。また、使用方法については定期検査時において、資機材置場に点検資機材を置き、メンテナンス用地に広げてメンテナンスを行うことを考えている。

(委員) そこは年中使うのか。

- (事業者)定期検査時に使用するので、年中使用するわけではない。
- (委員)2,2-38の供用時の車両台数において、現状に比べ将来の車両台数が減るのは、 設備更新により要員が減るためか。
- (事業者)今回のガスタービンコンバインドサイクル発電方式に更新することで、ボイラー等の付帯設備が減るので、それに伴い協力会社の車両台数も減る。数値については、姫路第一発電所の実績を踏まえて予測し、記載している。
- (委員)2,2-26 で土地の造成に関する事項の中になぜ廃棄物に関する記載があるのか。 また、2,2-40 の産業廃棄物の種類及び量の表において、供用開始後に発生する 廃棄物にも関わらずアスベストが入ってくるのはなぜか。

(事業者)経済産業省の発電所に係る環境影響評価の手引の中で、土地の造成に関する事項の中に工事に伴う産業廃棄物の種類及び量の項目が入っているため記載している。また、アスベストについては、昭和 38 年に建てたものであるので、一部の保温材にアスベストを含んでおり、現状の産業廃棄物の記載には、定期検査時にアスベストを含有した保温材等が出てきている実績を踏まえて記載している。

なお、将来については、更新工事では法によりアスベスト使用が規制されて おり、ノンアスベスト製品を使用することから、発生しない。

- (委員)2,2-28 の燃料の種類及び年間使用量の表において、年間利用率約 80%とあるが、燃料の利用率のように見える。燃料の利用率ではおかしいので、設備の利用率の理解で良いか。
- (事業者) その通りであり、燃料の利用率ではなく、設備の利用率である。
- (委員)8,1,1-35 に気温勾配が0.1 /100m以上のものを逆転としたとあるが、気温が下がる時も当てはまるように読めるが。
- (事業者) + 0.1 /100m の意味であり、気温が上昇した時のみ逆転としている。
- (委員)8,1,5-3の主要な眺望点候補地の概要の表において、灘浜緑地展望台からの視認性が遮蔽物でやや悪いとなっているが、これは現状でも煙突しか視認できなく、更新により煙突が低くなるので視認できなくなるということか。また、フェリー航路からの眺望場所について、もっと近い場所からでは視認できなくなるので、図中の位置をフェリー航路からの眺望場所としているのか。
- (事業者)ご指摘の通りであり、灘浜緑地展望台からの眺望は煙突が低くなることであまり視認はできないだろうと考えている。また、フェリー航路からの眺望についても、近づくと手前に埋立地があり事業対象地域が見えにくくなるため、図中の位置をフェリー航路からの眺望場所として考えている。
- (委員)8,1,5-18 にも記載があるが、姫路市都市景観条例等に基づく景観形成基準やガイドラインを踏まえ、市と協議し、より良いものにしてほしい。
- (委員)8,1,7-3 で P C B について、発電所構内にて厳正に保管するとあるが、その後の処理についての記載はできないのか。
- (事業者)現時点で、大型変圧器に含まれる微量 P C B の処理方法が明確化されていないため、「厳正に保管」までを記載している。